



後期高齢者医療制度

グループC
小森悠司
西川奈美
日高彰吾



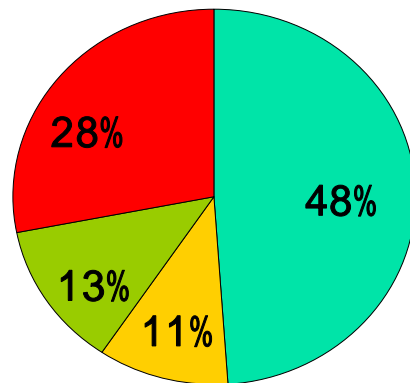
1. 後期高齢者医療制度とは

- ・後期高齢者医療制度は、日本の医療費がますます増大していくなかで、将来にわたり国民皆保険を守り、家族や社会のために尽くされた高齢者の方々が安心して医療を受け続けるために導入された
- ・心身の特質が若者や壮年とは異なり、病気になる確率も高まってくる75歳以上の国民に対し、全体的に十分な医療を行うため
- ・世界で最も高齢化が進んでいる日本として一つの医療制度モデルを提示する

2. 医療費問題

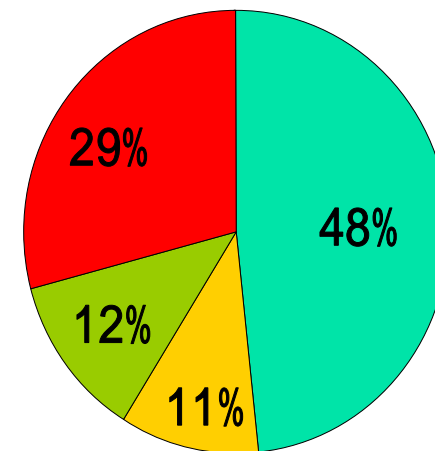
人口の急速な高齢化に伴い、老人医療費の増加が問題となっている。

年齢階級別国民医療費 (H16)



■ 65歳未満 ■ 65～69歳 ■ 70～74歳 ■ 75歳以上

年齢階級別国民医療費 (H18)

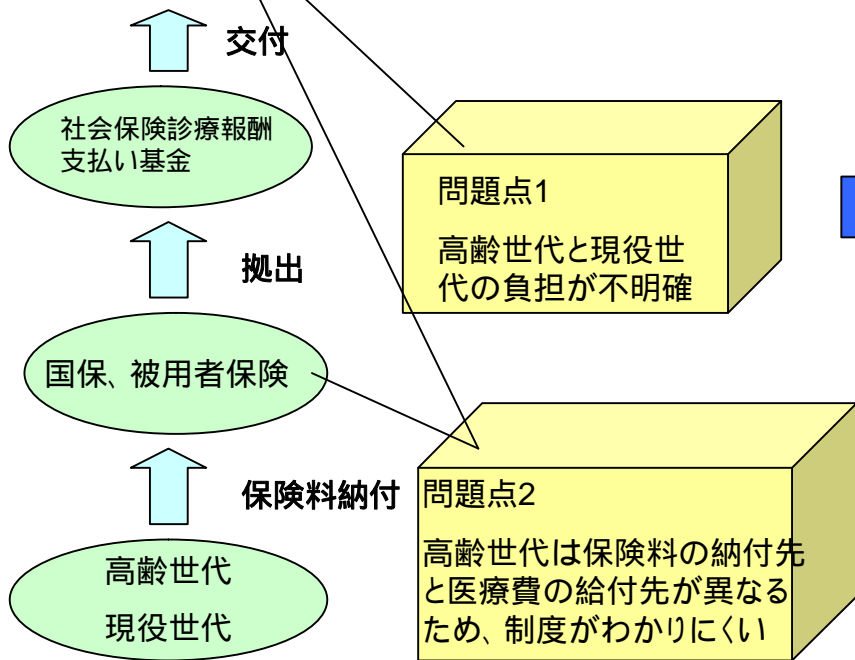


■ 65歳未満 ■ 65～69歳 ■ 70～74歳 ■ 75歳以上

3. メリット: 医療費の抑制

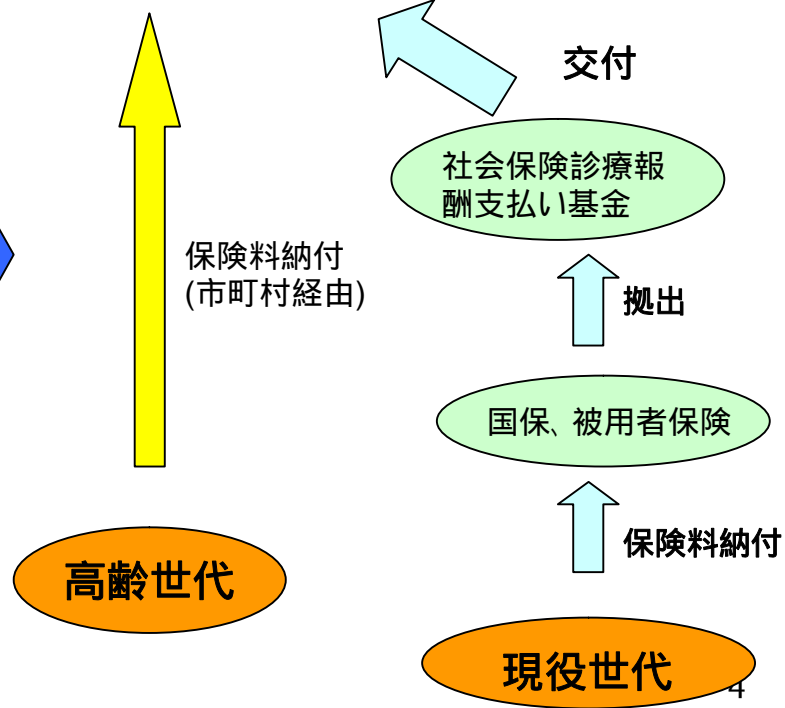
■ 患者窓口の負担金 ■ 拠出金 ■ 公費

老人医療制度



■ 患者窓口負担金 ■ 保険料 ■ 支援金 ■ 公費

後期高齢者医療制度





3. メリット: 医療費の抑制

- 保険料の算出(大阪府の場合)

保険料
(年額)

=

被保険者均等割額
47,415円

+

所得割額
被保険者所得
× 8.68%

3. メリット: 医療費の抑制

- 計算例: 公的年金180万円の場合

公的年金等の収入金額	65歳未満	65歳以上
130万円未満	70万円	120万円
130万円以上330万円以下	収入 × 25% + 37.5万円	
330万円越410万円以下	収入 × 25% + 37.5万円	
410万円越770万円以下	収入 × 15% + 78.5万円	
770万円越	収入 × 5% + 155.5万円	

所得割額の計算方法(180万円の場合) =
(年金収入180万円 - 120万円 - 33万円基礎控除) × 8.68% = 23436円



総所得金額が27万円なので、8.5割軽減適用！！

23436 × 8.5割 = 3515円

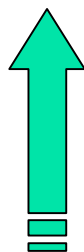
3515円 + 47415円 = 50930円

4. メリット: 年金天引き

- 保険料の納付方法

特別徴収 = 天引き

普通徴収 = 口座振替



天引き、口座振替にすることにより、被保険者は、窓口に出向く手間が省かれ、なおかつ、交通費も支払わなくてすむ。政府にとっても保険料の未納問題が解消される。

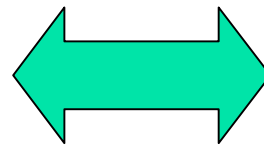
5. メリット: 後期高齢者医療広域連合

- 県単位で運営することとなり、
安定的な財産運営が図れる。

広域連合

- ・資格の管理
- ・医療費の給付
- ・保険料の賦課
- ・被保険証の交付
- ・その他運営に関すること

連携

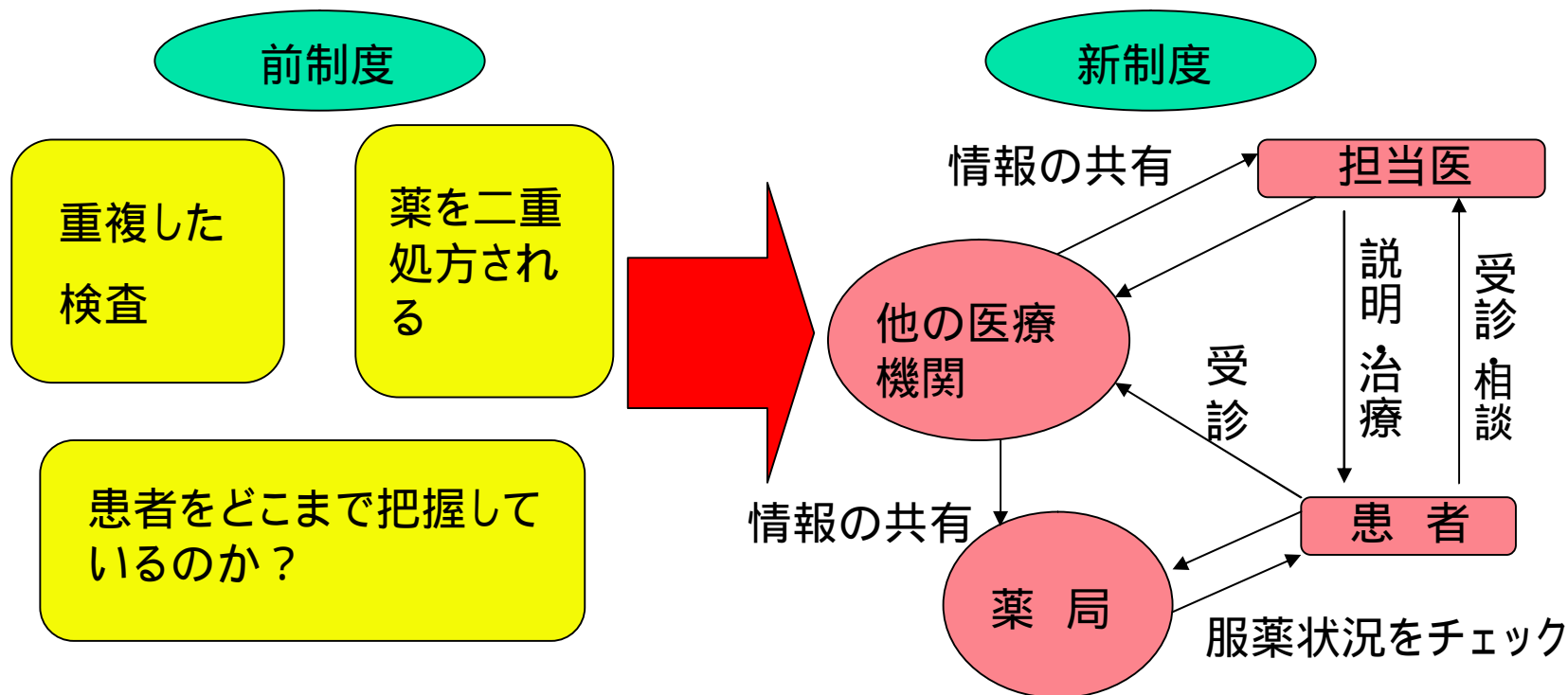


市町村

- ・各種届け出・申請の受付
- ・被保険者証の引渡し
- ・保険料の徴収
- ・広報及び窓口相談
- ・その他窓口業務

6. 高齢者担当医

- ・後期高齢者医療制度では、患者が希望すれば**担当医**を持つことができる。





8. まとめ

- 高齢者世代と現役世代の負担割合の公平化、透明化
- 都道府県単位の運営による財政安定化措置の実施
- 高齢者担当医などの制度を実施することで、高齢者に対する十分なケアを行う